

# 千葉県環境審議会 鳥獣部会 議 事 録

日 時 平成 25 年 8 月 28 日 (水)  
午後 2 時 55 分 ~ 3 時 40 分  
場 所 千葉県庁 本庁舎  
5 階 大会議室

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 鳥獣部会長あいさつ .....	1
3 . 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ .....	2
4 . 議事録署名人の指名.....	3
5 . 議案審議	
議案第 1 号 平成 2 5 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について .....	3
議案第 2 号 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定 及び小委員会の設置について .....	7
6 . その他 .....	1 0
7 . 閉 会 .....	1 1

## 1. 開 会

司会 ただいまから千葉県環境審議会鳥獣部会を開催します。  
委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。  
私は、本日の進行役を務めさせていただきます、県自然保護課の金子です。よろしく  
お願いします。

それでは、本日御出席いただいております、委員の皆様を御紹介します。

まず、当部会の部会長でおられます、吉田部会長です。

次に吉田部会長に向かって左側の委員を御紹介します。

木下委員です。

岡委員です。

鈴木委員です。

次に同じく右側の委員を御紹介します。

勝山委員です。

高橋委員です。

中村委員です。

なお、羽山委員及び梅山委員におかれましては、所用のため本日欠席されるとの御連絡  
をいただいております。

続いて事務局です。小倉有害鳥獣・三番瀬担当部長、川嶋自然保護課長、自然保護課の  
武田副課長、大澤副主幹、椎名主査です。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 議案
- ・ 資料

以上ですが、よろしいでしょうか。

本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願  
いします。

なお、本日、部会委員数9名中7名の委員の御出席をいただいておりますので、千葉県  
行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告  
します。

## 2. 鳥獣部会長あいさつ

司会 はじめに、吉田鳥獣部会長から御挨拶をいただきます。

吉田部会長 御紹介いただきました吉田です。先ほどの審議会で再任の御指名がありまし  
たので、鳥獣部会長を務めさせていただくこととなりました。引き続き、どうぞよろしく  
お願いします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、まだ残暑の厳しい中、又、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議案ですが、先ほどの審議会で紹介のあったとおり、知事から諮問のあった「平成 25 年度におけるニホンジカの狩猟（案）」について、御審議いただきたいと存じます。また、本部会として鳥獣部会運営規程を制定し、5つの動物種に関する小委員会を設置することについて、御審議いただきたいと存じます。

なおニホンジカにつきましては、私が、ニホンジカに関する特定鳥獣保護管理計画の検討会・作業部会の会長を務めておりましたが、そちらで検討した結果です。また、鳥獣部会の運営規程及び小委員会の設置につきましては、千葉県として審議会の見直しを行った結果について、事務局案として提案されたものです。

皆様に十分な御審議をいただき、ニホンジカについては知事に答申をし、また、運営規程及び小委員会の設置については、本部会として決議したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

### 3 . 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ

司会 続きまして、環境生活部の小倉有害鳥獣・三番瀬担当部長からごあいさつ申し上げます。  
小倉有害鳥獣・三番瀬担当部長 有害鳥獣担当部長の小倉です。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、環境審議会の本会に引き続きまして、千葉県環境審議会鳥獣部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、本県の鳥獣保護行政につきまして御指導、御助言をいただいておりますことを、この席をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

本日御審議いただく2件の議案については、先ほど部会長から触れていただきましたことと若干重複しますが、先ず、第1号議案の「平成25年度におけるニホンジカの狩猟（案）」については、平成23年度末に策定しました第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、狩猟を実施することについて御審議いただくとするものです。

次に、第2号議案の「鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置」については、本部会に先立ち開催されました千葉県環境審議会において、部会に小委員会を設置することについて議決をいただきましたことから、鳥獣部会運営規程を制定し、5つの小委員会を設置することについて御審議いただくとするものです。

詳細については、後ほど、担当から御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、本県の野生鳥獣をめぐる状況ですが、イノシシをはじめとして、ニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣による甚大な農林業被害に加えまして、アカゲザル、アライグマ、キョンなどの外来種の増加による生態系への影響などが大きな問題となっております。県としても、野生鳥獣の保護と管理とのバランスを図りながら鳥獣行政を進めて

まいりたいと考えているところです。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御指導、御助言をお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 それでは、これより御審議をお願いします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、部会長が議長を務めることになっておりますので、吉田部会長に議長をお願いします。

吉田部会長 御指名ですので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事の円滑な進行に皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の御了解を得た上で、公開することになります。議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、部会長が了承の上、公開することで御了承をお願いします。

#### 4．議事録署名人の指名

吉田部会長 次に議事録署名人選出ですが、議事録署名人の指名については、議長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 それでは、勝山委員と中村委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### 5．議案審議

##### 議案第1号 平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

吉田部会長 それでは、平成25年8月23日付けで、知事から千葉県環境審議会に諮問があり、本日、審議会から当部会に付議されました議案第1号について御審議をお願いします。

平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局(武田副課長) それでは、議案の1ページを御覧ください。

第1号議案は、平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)について、別紙のとおり鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第3項による国の捕獲規制「1日1人1頭まで」の解除及び第12条第2項による千葉県独自の捕獲規制の実施並びに同条第3項による銃猟における入猟者承認制度を導入する、ということです。

議案の説明に入る前に、ニホンジカの狩猟をめぐる状況について、簡単に説明させていただきます。

全国の状況ですが、国は昭和22年から、ニホンジカの生息数が全国的に減少したこと

を受け、全国でメスジカの捕獲を禁止しました。

その後、ニホンジカの生息数が回復し、農業被害や植生等への被害が深刻化したことから、平成19年にメスジカについて捕獲禁止の措置を解除し、一人1日1頭までの捕獲制限を設けた上で、オス、メスとも狩猟が可能となりました。

千葉県状況については、千葉県のニホンジカは房総半島南部に孤立して生息する個体群であり、捕獲による圧力の影響を受けやすく、絶滅の危険性があったため、本県では昭和36年からオスジカの捕獲を禁止しました。

その後、農林業被害等が深刻化したため、性別を問わず、市町等による有害鳥獣捕獲が実施されてきました。

また、狩猟については、オスジカの捕獲を一部解禁するなど、その時々状況により、随時見直しを行い、平成19年度から、入猟者事前承認制と捕獲数の制限を行っているところです。

それでは、資料の説明に入ります。まず、資料の1ページにあります、「平成24年度ニホンジカ保護管理事業実施結果及び平成25年度ニホンジカ保護管理事業計画について」を御覧ください。

1の「将来的に維持すべき目標頭数」から御説明します。

県内のニホンジカは孤立した貴重な個体群でもあることから、平成17年4月に千葉県特定鳥獣保護管理計画を策定し、将来的に維持すべき目標頭数を1,000～1,500頭とし、生息数の調整を図っているところです。

なお、現在、ニホンジカの千葉県特定鳥獣保護管理計画は、第3次の計画となっております。

続いて、2の「推定分布域」についてご説明します。

平成23年度に推定分布域の調査を行ったところ、分布域は、1,772平方キロメートルとの結果となり、10年前の440平方キロメートルに比べ、約4倍に拡大していることが確認されました。

参考までに、7ページに平成23年度における分布区域図を掲載してありますので、後ほど御覧ください。

1ページに戻っていただき3の「捕獲数」を御覧ください。

平成24年度の捕獲数の合計は、市町等による捕獲が2,899頭、県捕獲が179頭、狩猟による捕獲が198頭の、合計3,276頭で、平成23年度に比べ、22.7%増加しました。

なお、県捕獲とは、個体数の調整及び効果的な捕獲方法の検証のため平成22年度から実施している「野生鹿個体数調整モデル事業」等で捕獲したものです。捕獲方法については、箱わなとくくりわなを使用しています。

平成元年からの捕獲数の推移については、下の方のグラフを御覧いただきたいと思えます。

次に、2ページの「4 推定生息頭数」を御覧ください。

平成24年度末の推定生息数は県合計で、9,923頭でした。

なお、野生獣の推定頭数は誤差を含むものですが、考えやすくするために中位値、すなわち上限と下限の中間の値により、結果の評価をしているところです。

従前から対策を行ってきた第2次計画の対象区域内及び、分布域の拡大に伴い第3次計画で新たに対象とした区域、ともに生息数の増加が認められ、県内全体では27.8%の増加となっています。

続いて、3ページの「5 農業被害」を御覧ください。

ニホンジカによる農業被害について御説明します。

生息数の増加及び生息域の拡大が進んでいるところですが、防護柵の設置や捕獲等の効果もあると思われ、被害額は平成12年度以降減少しており、平成16年度からは概ね500～700万円台で推移しています。

なお、平成24年度の農業等に対する全加害鳥獣の中で、ニホンジカの占める位置は、被害金額順で10番目、被害金額合計に占める割合は1.1%となっています。

獣種別の農業等被害の状況については、資料8ページに載せていますので、後ほど御覧ください。

生息頭数と農業等被害の関係ですが、生息頭数は大幅に増加していますが、新たに拡大した地域では生息密度が低いということもあり、農業被害がまだ顕在していない状態であると考えられることから、今後、新たに拡大した地域の生息密度が高まった場合には、農業等被害が発生、増加していく可能性があるものと考えられます。

このような農業等被害の状況において、県としても対策を実施しているわけですが、県の実施している生息数調整に係る対策については、4ページの「7 平成25年度のニホンジカ保護管理事業」を御覧ください。大きく3つの対策があります。

1つ目として、従来から実施している市町村の捕獲事業に対する補助事業の「野生猿鹿保護管理事業補助金」があります。

2つ目として、本日、御審議をお願いしている案件にあたる「狩猟」の実施があります。

第3次計画では、安全面とニホンジカ個体群の安定的維持や適正な保護管理に支障を来すことのないよう、銃猟では入猟者承認制度に基づく必要な規制の下に行うこと、網猟、わな猟、銃猟ともできるだけ総量規制を行うこととしておりますが、先ほどの1ページで見ていただきましたとおり、市町等による捕獲実績と比べると、かなり少ないというのが現状です。

3つ目として、県の捕獲事業があります。

これは、先に御説明しましたが、市町等の捕獲事業及び狩猟による捕獲数は年々増加していますが、生息数を抑えるには至っていないことから、銃以外の安全な方法で、個体数の調整及び効果的な捕獲方法の検証のため 実施することとした事業です。平成25年度からは、特に生息域外縁部における効果的な捕獲方法を検証することとしています。

ひとつ戻りまして、同じ4ページの「6 平成24年度ニホンジカ猟の状況」を御覧ください。

平成24年度の狩猟の状況ですが、銃猟は承認限度数28チームに対し、申請チーム数20、承認チーム数20で、不承認チームはありませんでした。

1猟期1人当たりの捕獲数制限10頭までのところ、各チームの1人当たり捕獲数は、0頭から0.9頭で、上限に達したチームはなく、平均は0.35頭でした。

網猟及びわな猟ですが、1猟期1人当たりの捕獲数制限30頭までのところ、1人当たりの最大捕獲数は14頭、平均は3.55頭でした。

以上、第1号議案「平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)」の背景、経緯等について説明させていただきました。

それでは、本日の案件である、「平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)」について御説明します。

議案にお戻りください。

議案の2ページ、「平成25年度のニホンジカの狩猟(案)」についてです。

内容については、3ページを御覧ください。

本案の内容は、平成24年度と同様です。シカの狩猟に当たっては、国の規制により「1日1人1頭まで」と上限が制限されておりますが、県知事の裁量で、解除することが可能となっていることから、この国の規制については、解除したいと考えています。

その上で、網猟及びわな猟については、千葉県独自の捕獲規制として1人1猟期30頭までとする制限を行い、県内全域を対象にニホンジカの網猟及びわな猟を実施したいというものです。

銃猟については、知事による事前承認制により、場所、人数等の必要な規制を行いたいというものです。通常の狩猟は、狩猟者登録をすれば実施できることになっていますが、入猟者承認制度により、知事の事前の承認がなければ狩猟できないようにする規制です。

具体的な内容は、この表にお示ししているニホンジカが主に生息する市町村に限って、10名から20名までを1チームとするチーム単位の事前承認制により入猟者の制限を行うとともに、1人1猟期10頭までとする捕獲規制を行った上で、ニホンジカの銃猟を行おうとするものです。

2ページにお戻りください。

ただ今御説明しました国の捕獲規制の解除と、千葉県独自の捕獲規制の実施の根拠となる法令について資料の「2」に載っています。

鳥獣保護法第12条第2項、第3項、同法第14条第3項です。

狩猟期間については、「3」にありますとおり、平成25年11月15日から平成26年2月15日までです。

今回の国の捕獲規制の解除と、千葉県独自の捕獲規制実施の理由について、「4」を御覧ください。本県では、平成23年度にニホンジカの第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は本県全域で実施し、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で実施することとする。なお、狩猟の規制内容については、毎年の実施状況を踏まえて検討するとともに、地域個体群の安定的維持の観点から、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。」となっています。

このため、今年度もニホンジカの千葉県特定鳥獣保護管理計画検討会作業部会の検討を経て決定された、先に御説明しました別紙記載事項のとおり、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたいと考えております。

なお、ニホンジカの千葉県特定鳥獣保護管理計画検討会作業部会の構成員名簿については、資料の9ページに添付してありますので、後ほど御覧ください。

また、狩猟期の安全対策については、3ページの2の「安全対策」を御覧ください。

安全対策強化のため、引き続き県の主催する講習会の受講を義務付け、講習受講者が

10名以上の承認候補チームの講習受講者を承認することとし、無事故・無違反への指導に努めたいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

吉田部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明のあった「平成25年度におけるニホンジカの狩猟(案)」ですが、引き続き入猟者承認制度を採用し、網、わな猟については1人狩猟期間30頭まで、銃猟については1人狩猟期10頭まで、承認チーム数は28ということで、昨年と変わりありません。昨年、これを超えたものがないので、妥当であろうということで提案されています。

これにつきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

吉田部会長 よろしければお諮りします。議案第1号の「平成25年度におけるニホンジカ狩猟(案)」について、原案どおり了承することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。

## 議案第2号 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について

吉田部会長 それでは、議案第2号の「千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(武田副課長) 議案第2号についてですが、これまで、県の行政改革推進課が中心となって、全庁的に審議会等の見直しに取り組んでまいりました。現在、それぞれ単独で設置・運営されている、ニホンザル、ニホンジカ、アカゲザル、アライグマ、キョンに関する検討会・作業部会を廃止して、この鳥獣部会の下に小委員会として設置しようとするものです。

それでは、議案の5ページをお開きください。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について、千葉県環境審議会運営規程の改定により、各部会に小委員会を設置することができるようになったことから、別紙のとおり千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び各小委員会の設置を行うものです。

続いて6ページを御覧ください。

1の「趣旨」です。真ん中に図がありますが、この左にありますとおり、これまで単独で設置・運営されてきたニホンザル、ニホンジカ、アカゲザル、アライグマ、キョンに関する検討会・作業部会を廃止し、この鳥獣部会の下に、小委員会として設置するものです。

2の「鳥獣部会運営規程」ですが、先ほどの千葉県環境審議会の中で、審議会規程の改定が決議され、各部会において小委員会を設置できるようになりました。本部会はそれを受け、小委員会の運営について定めるべく、部会の運営規程を制定するものです。

規程の(案)については、次の7ページ、8ページにあります。先に3の「今後の小

委員会の運営」について触れさせていただきます。別とじの資料10ページと11ページをお開きいただき、併せて御覧ください。

資料10ページの「小委員会設置後の審議の流れ(参考)」は、小委員会設置後、本部会の審議案件をどのように取り扱うかを図で示したものです。また、資料11ページの「鳥獣部会・小委員会の運営について」は、審議事項ごとに、その取扱を表で示したものです。

それでは、資料はそのままにさせていただきます、議案にお戻りください。

議案の7ページをお開きください。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程(案)について、御説明します。

それでは、第1条から見てまいります。

第1条は「趣旨」ですが、先ほどの審議会で改定されました審議会規程に定めるもののほか、本部会と小委員会の運営に必要な事項を定めようとするものです。

次に、第2条では「小委員会の設置等」について定めています。第1項では、ニホンザル、ニホンジカ、アカゲザル、キョン、アライグマの5つの小委員会を設置することと、小委員会の所掌事務を定めます。なお、ニホンザル、ニホンジカについては、鳥獣法による保護管理計画に関すること、アカゲザル、キョン、アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画に関することが、主な所掌事務となります。

具体的には、先ほど開いていただきました資料の10ページを御覧ください。

環境審議会から本部会に付議される案件には、図の右上の方にありますように、

- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護事業計画
- ・同じく、鳥獣保護区の指定、拡張
- ・同じく、特定鳥獣保護管理計画
- ・同じく、狩猟規制

これは先ほどの議案第1号にありました、シカの狩猟規制についてです。

また、

- ・外来生物法に基づく防除実施計画

に関するものです。

議案の7ページにお戻りください。

第2項ではこの他、特別の案件が生じた場合には、新たな小委員会を設置できること、又、第3項では、小委員会同士の合同の小委員会を設置できることを定めています。

続いて第3条「諮問の付議」では、部会長が小委員会に諮問を付議できることを定めています。ただし、県の鳥獣行政の総合計画ともいうべき「鳥獣保護事業計画」と「鳥獣保護区の指定及び拡張」については、小委員会に付議せず、これまでどおり本部会において審議をするものです。

次の第4条「小委員会の会議」では、小委員会の委員長が会議を招集すること、委員の半数以上の出席が必要なこと、議決は過半数をもって決し、可否同数の場合には議長が決するといった運営について定めるものです。

続いて議案の8ページをお開きください。

第5条の「小委員会の決議」ですが、先ず第1項では、複数の小委員会で審議すべき案件があれば、複数の小委員会に付議ができることを定めるものです。

次の第2項は、読んだだけでは分かりづらい部分もあるかと思いますので、資料の11ページをお開きください。

小委員会の決議をもって鳥獣部会の決議とすることができるか否かについて、事項別に規定するものです。特定鳥獣の保護管理計画については、鳥獣法の定めがあり、計画の策定・変更、県独自の狩猟制限等を行う場合には、必ず審議会の意見を聴かなければならないこととなっており、小委員会での議決をそのまま部会の議決とはせず、別途、部会での審議を行うこととなります。従いまして、表の左側、小委員会への付議についてはがついていますが、小委員会の決議をもって鳥獣部会の決議とはできないため、右の欄については×がついています。

ただし、計画の内容には影響がない、実施方法等の軽微な変更や、前年度の取組の評価や当面の方針決定といったいわゆる計画の進行管理に類する事項については、小委員会の議決を部会の議決とすることができるということで、これについては、表の左右ともがついています。

特定外来生物の防除実施計画については、特定鳥獣の保護管理計画と違い、必ず審議会の意見を聴かねばならないといった法の定めがないため、特に重要な計画の策定・廃止については、小委員会での議決後、別途、部会での審議を行うこととし、左は、右は×がついています。

その他の項目については、第3条で触れましたが、小委員会に付議せず、直接、本部会で審議を行います。これらの想定外で何らかの審議が必要となった場合は、部会を開催して取扱についてお諮りしたいと思っております。

第6条は、これ以外の必要事項は、部会長もしくは小委員会の委員長が定めるという、一般的な雑則となっています。

事務局からは以上です。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

吉田部会長　ありがとうございました。

小委員会の設置とその規程、鳥獣部会と小委員会の役割分担などについて、説明がありましたが、これについて、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

吉田部会長　特にないようですが、それでは、私から意見を申し上げます。

議案の7ページに運営規程(案)がありますが、この第2条第3項を、これからうまく使って、2つ以上の小委員会の合同も考えられると思います。例えば、在来種の保護管理と外来種の防除、駆除というのは全く意味合いが違いますが、場合によってはニホンザルとアカゲザルを一緒に議論した方がいいこともあると思います。ニホンジカとキョンについても、実際の防除の作業は同じ方が行おうといったこともあると思います。

そういった状況をうまく活用していけば、今回は5つ小委員会を設置しましたが、将来的には3つに統合していくということもできる可能性があると思います。

今回はこの規程どおり設置、運営するとして、規程をうまく使っていけばいいのではないかと思います。議案のタイミングが合わないと思いますが、可能であれば、是非、御検討いただきたいと思っております。

特に農林業関係の方、あるいは猟友会の方の委員については、全ての小委員会に出させていただくことになるので、小委員会を合同で開催すれば、それだけ合理的ではないかと

思います。

他には御意見、御質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉田部会長　それでは、お諮りします。議案第2号「千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程の制定及び小委員会の設置について」原案どおり了承することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長　御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。

なお、部会として了承を受けまして、部会長として、私から、各小委員会の人選についてお諮りします。

千葉県環境審議会運営規程第7条第2項により、小委員会の構成員は部会長が指名することとなっております。皆様のお手元の資料の12ページ以降に、参考資料「各小委員会の人選(原案)」が載っています。各小委員会とも、元々ありました検討会・作業部会の構成員の方を引き継ぐ形で検討したものです。部会委員、専門委員、臨時委員とありますが、臨時委員については、名称は臨時となっておりますが、それぞれ、市町、関係団体から出席いただくものです。委員名については、まだ空欄ですが、この原案に基づく人選について、私にお任せいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長　ありがとうございます。

それでは、この原案に基づきまして、これから人選を進めさせていただきます。

## 6. その他

吉田部会長　次は「その他」ですが、事務局から何かあれば、説明をお願いします。

事務局(武田副課長)　特にありません。

吉田部会長　用意した議題は以上ですが、せっかくの機会ですので、皆様から本日の会議全体を通して何か御意見等がありましたらお願いします。

岡委員　議案については賛同しました。これに関して、資料の8ページに有害鳥獣の農作物被害の状況について載っていますが、一番被害の多いイノシシについては、特に対策は取られていないのでしょうか。例えば小委員会を設けて丁寧に対策を講じるとか、検討するとかということは特に行われていないのでしょうか。

事務局(金子副主幹)　イノシシについては、現在、検討会等において検討を進めるということだけでなく、とにかく可能な限り捕獲を進める、捕獲圧力を強めていくという方針です。

この方針の下、あらゆる手段を尽くして捕獲を進めていこうとしている状況です。

事務局(川嶋自然保護課長)　補足させていただきます。

ニホンザルやニホンジカは、房総丘陵の固有種と位置付けられ、保護管理計画を作成していますが、イノシシはこれらと違って、県内では一度絶滅し、その後、放獣等により増加したのではないと言われており、今のところ保護管理すべき獣種とは位置付けていません。

そのため、県としては、イノシシについては、保護管理計画を作成するのではなく、

今は捕獲に力を入れているところです。

また、農業被害軽減のための対策ですが、県としては、市町村の捕獲事業に対し補助事業による支援を行っております。

吉田部会長 よろしいでしょうか。

岡委員 結構です。

吉田部会長 他に御意見、御質問はありませんか。

なければ以上で終了します。

本日の第1号議案に関する審議結果については、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

以上ですべての議事を終了します。

御協力ありがとうございました。

司会 吉田部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただき、長時間にわたる御審議をいただき、誠にありがとうございました。

会議の冒頭で、署名人として指名されました勝山委員及び中村委員におかれましては、後日、議事録が出来上がりましたら、御署名をいただきに伺いますのでよろしくお願い致します。

## 7. 閉 会

司会 以上で、千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会します。ありがとうございました。

以上